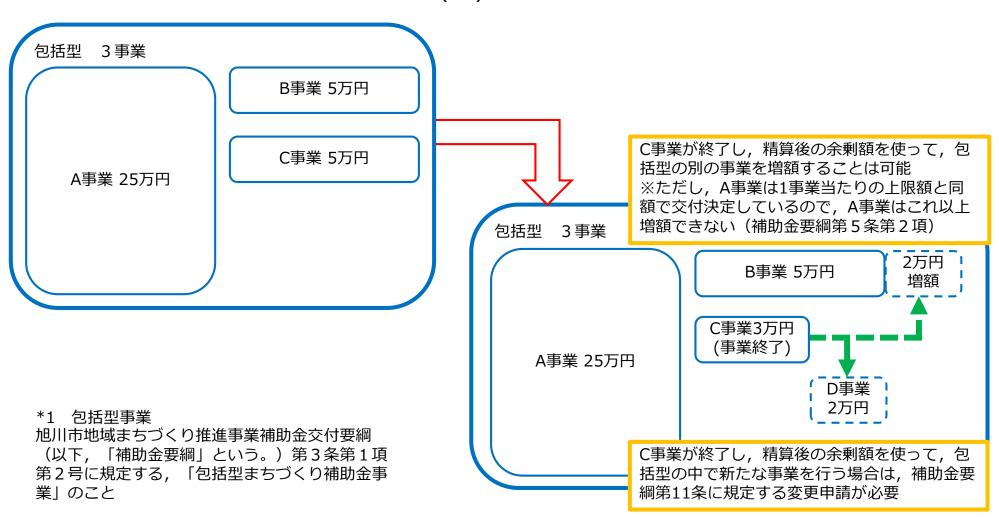
R5.3 地域まちづくり課

- 1 改正の目的 限られた予算の有効活用及び地域の自主性をより発揮してもらうことを 目的とする。
- 2 地域まちづくり課改正案のポイント
  - (1) 各まちづくり推進協議会に予算の範囲内で補助金額を割り当て
  - (2)補助金メニューを簡素化
    - 主体的な地域づくり事業補助金 → まちづくり事業補助金
    - ・上限額を20万円から25万円に
    - 地域提案事業補助金 → 廃止
    - 包括型補助金モデル事業 → 包括型まちづくり事業補助金
    - ・上限額を40万円から各協議会の割当額を上限に

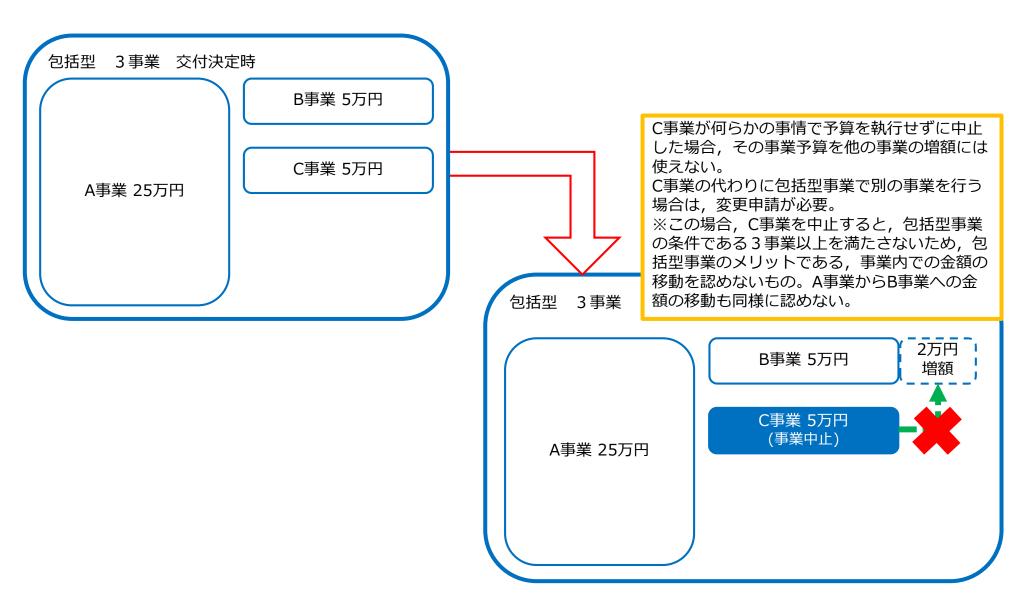
3 地域まちづくり課改正案に対する部長意見 地域に割り当てた額の範囲内でやりたい事業を自由に申請してもらう 制度にしてはどうか。

## 補助金執行のイメージ

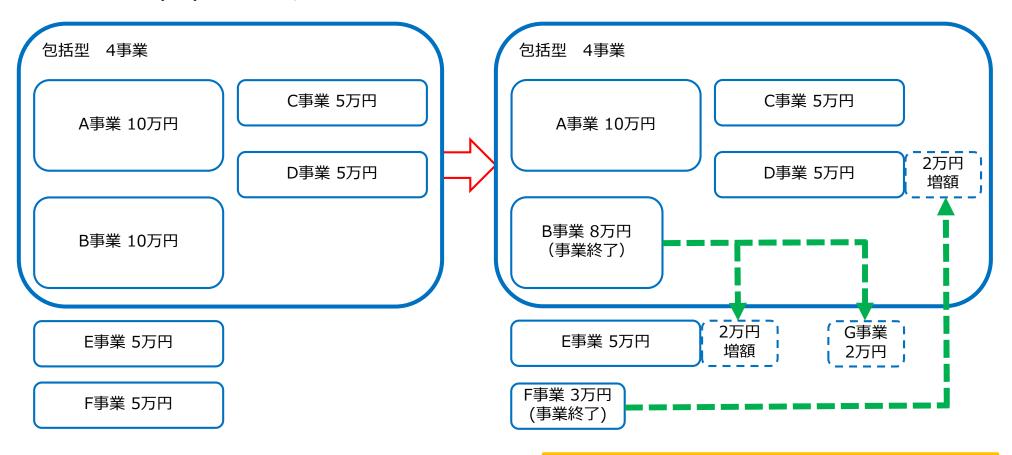
A-1 補助金上限額35万円 全て包括型事業(\*1)で交付決定した場合



## A-2 補助金上限額35万円 全て包括型事業で交付決定した場合

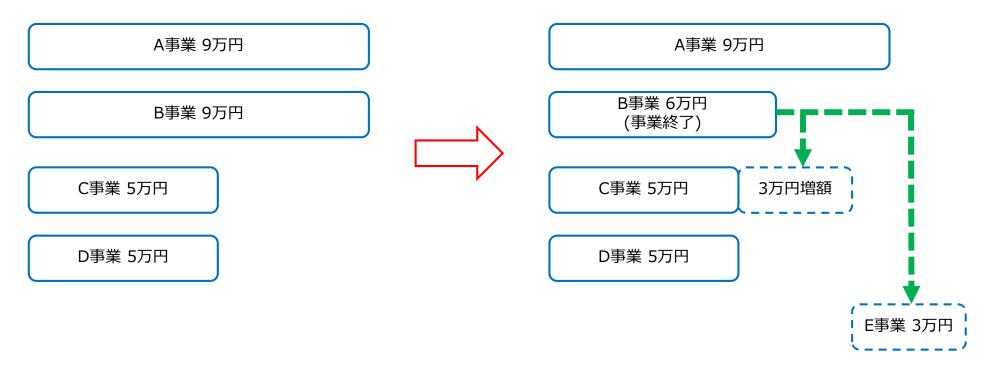


## B 補助金上限額40万円 通常型事業(\*2)で10万円,包括型事業で30万円をそれぞれ交付決定した場合



\*2 通常型事業 補助金要綱第3条第1項第1号に規定する「まち づくり補助金事業」のこと B事業が終了し、精算後戻入した金額を使って、包括型の外で事業の増額を行う場合や、新たな事業を行う場合は、包括型・通常型両方の変更申請(又は交付申請)が必要また、F事業が終了し、精算後戻入した金額を使って、包括型事業の増額を行う場合も、変更申請が必要。

## C 補助金上限額28万円 全て通常型事業で交付決定した場合



B事業が終了し,精算後戻入した金額を使って, 既存事業の増額を行う場合や,新たな事業を行う 場合は,変更申請又は交付申請が必要